

2023年4月26日

各位

会社名 株式会社ガーラ
代表者名 代表取締役グループ CEO 菊川 暁
(コード: 4777、スタンダード市場)
問合せ先 取締役 CFO 岡本 到
(TEL. 03-6822-6669)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年4月26日開催の取締役会において、以下のとおり、決算期の変更及び定款の一部変更について2023年6月24日開催予定の第30回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期（事業年度の末日）の変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年としておりますが、当社の親会社等（※）である Megazone Cloud Corporation が12月決算であり、同社と決算期の統一を図ることにより、決算・管理体制の強化・効率化を図ることを目的として、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までの1年に変更するものであります。なお、決算期を毎年3月31日とする当社連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定であります。

（※）「親会社等」とは、原則として、①親会社、②その他の関係会社及び③その他の関係会社の親会社のことをいい、Megazone Cloud Corporation は、当社のその他の関係会社に該当いたします。なお、同社はIFRSを採用しており、IFRSの適用において当社を子会社としております。

2. 決算期変更の内容

現 在	毎年3月31日
変 更 後	毎年12月31日

(注) 決算期変更の経過期間となる第31期は、2023年4月1日から2023年12月31日までの9か月決算となる予定です。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

① 取締役の増員に関する事項

今般の子会社の新規事業により事業範囲が拡大したことに伴い、一層の経営基盤の強化・充実を図り、取締役会の独立性及び実効性の向上並びにコーポレートガバナンス体制の強化を目的として取締役の増員が可能となるよう、現行定款第19条(取締役の員数)を10名以内から12名以内に変更するものであります。

② 事業年度の変更に関する事項

決算期(事業年度の末日)の変更に伴い、現行定款第13条(定時株主総会の基準日)、第44条(事業年度)、第45条(剰余金の配当の基準日)及び第46条(中間配当)に所要の変更を行うものであります。また、経過措置として新たに附則を設けることといたします。

(2) 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
株式会社ガーラ 定款	株式会社ガーラ 定款
(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12月31日</u> とする。
(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>10名以内</u> とする。	(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>12名以内</u> とする。
(事業年度) 第44条 当会社の事業年度は、毎年 <u>4月1日から翌年3月31日</u> までの1年とする。	(事業年度) 第44条 当会社の事業年度は、毎年 <u>1月1日から12月31日</u> までの1年とする。
(剰余金の配当の基準日) 第45条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。	(剰余金の配当の基準日) 第45条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12月31日</u> とする。

<p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: right;"><u>2023年3月1日</u> 改定</p>	<p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6月30日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(第31期事業年度に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>第44条(事業年度)の定めにかかわらず、第31期の事業年度は2023年4月1日から2023年12月31日までの9か月間とする。なお、本条は、第31期事業年度終了後、これを削除する。</u></p> <p>第2条 <u>第45条(中間配当金)の規定にかかわらず、第31期事業年度は2023年9月30日を中間配当基準日とする。なお、本条は、第31期事業年度終了後これを削除する。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>2023年6月24日</u> 改定</p>
---	--

4. 日程

- ・定款変更のための定時株主総会開催日：2023年6月24日（土）
- ・定款変更の効力発生日：2023年6月24日（土）

以上